

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十一号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「判定課」を「障害者支援課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。